

OSSMA Plus会員専用 上乗せ海外旅行保険のご案内

●補償内容につきましては、商品概要及び重要事項説明書を必ずご確認ください。

満69才以下のお客様用

ご契約プラン		Aプラン	Bプラン	Cプラン
保 険 金 額	傷害死亡	100万円	300万円	1,000万円
	傷害後遺障害	100万円	300万円	1,000万円
	疾病死亡	100万円	300万円	1,000万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	10万円	10万円	10万円
	航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延費用	2万円	2万円	2万円
保 険 料	保険期間(以下同様) 1日まで	640円	670円	790円
	2日まで	700円	750円	970円
	3日まで	740円	850円	1,180円
	4日まで	820円	940円	1,360円
	5日まで	1,000円	1,140円	1,690円
	6日まで	1,130円	1,320円	1,950円
	7日まで	1,240円	1,450円	2,170円
	8日まで	1,320円	1,560円	2,400円
	9日まで	1,360円	1,620円	2,530円
	10日まで	1,420円	1,710円	2,730円
	11日まで	1,480円	1,790円	2,900円
	12日まで	1,560円	1,910円	3,120円
	13日まで	1,620円	1,990円	3,290円
	14日まで	1,680円	2,060円	3,430円
	15日まで	1,710円	2,120円	3,570円
	17日まで	1,770円	2,220円	3,820円
	19日まで	1,890円	2,380円	4,130円
	21日まで	2,000円	2,540円	4,430円
	23日まで	2,090円	2,690円	4,760円
	25日まで	2,180円	2,820円	5,050円
	27日まで	2,330円	3,010円	5,400円
	29日まで	2,440円	3,170円	5,750円
	31日まで	2,520円	3,300円	6,040円
	34日まで	2,660円	3,530円	6,540円
	39日まで	2,860円	3,750円	6,860円
	46日まで	3,050円	3,960円	7,160円
	53日まで	3,250円	4,190円	7,490円
	2か月まで	3,490円	4,490円	7,980円
	3か月まで	4,170円	5,230円	8,980円
	4か月まで	5,040円	6,310円	10,730円
	5か月まで	5,890円	7,420円	12,800円
	6か月まで	6,710円	8,480円	14,660円
	7か月まで	7,540円	9,510円	16,430円
	8か月まで	8,380円	10,600円	18,390円
	9か月まで	9,230円	11,700円	20,330円
	10か月まで	10,070円	12,790円	22,300円
	11か月まで	10,930円	13,880円	24,210円
	1年まで	11,810円	15,000円	26,190円

傷害後遺障害は障害の程度に応じて、保険金額の3%～100%をお支払いします。
「後遺障害保険金の支払対象拡大に関する特約」が自動セットされています。
詳細は商品概要をご参照ください。

OSSMA Plus 会員専用上乘せ海外旅行保険 補償内容（AIG 損害保険会社「商品概要」より抜粋）

● 傷害死亡

傷害死亡保険金支払特約

保険金をお支払いする主な場合：

旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

（注）同一のケガにより、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、その額をご契約の保険金額から控除してお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いしません。

- ・故意または重大な過失
 - ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ・自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
 - ・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など）
 - ・妊娠・出産・早産
 - ・特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）
 - ・自動車・オートバイなどの乗用具を用いて、競技などを行っている間のケガ
 - ・戦争・革命・内乱
 - ・放射線照射・放射能汚染
- など

● 傷害後遺障害

傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）

保険金をお支払いする主な場合：

旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご契約の保険金額の3%～100%をお支払いします。

（注）お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、ご契約の保険金額が限度となります。

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いしません。

- ・故意または重大な過失
 - ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ・自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
 - ・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など）
 - ・妊娠・出産・早産
 - ・特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）
 - ・自動車・オートバイなどの乗用具を用いて、競技などを行っている間のケガ
 - ・戦争・革命・内乱
 - ・放射線照射・放射能汚染
- など

● 疾病死亡

疾病死亡保険金支払特約

保険金をお支払いする主な場合：

次のいずれかに該当した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

- 旅行行程中に病気により死亡した場合
- 旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気（※1）により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合（※2）
- 旅行行程中に感染した感染症（※3）により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合（※1）その原因が旅行行程中に発生したものに限ります。
（※2）旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。
（※3）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症および指定感染症（※4）をいいます。
（※4）政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じた病気に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・ 故意または重大な過失
 - ・ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ・ 戦争・革命・内乱
 - ・ 放射線照射・放射能汚染
 - ・ 妊娠・出産・早産
 - ・ 歯科疾病
- など

● 個人賠償責任

個人賠償責任補償特約

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物（※）に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

（※）レンタル業者より直接借り入れた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室および客室内の動産（セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。）、居住施設内の部屋および部屋内の動産（建物または戸室全体を賃借している場合を除きます。）を含みます。

お支払いする保険金：

次の賠償金や費用の額をお支払いします。

- ・ 損害賠償金（1事故につき、ご契約の保険金額限度）
 - ・ 訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。）
- （注）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。

保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・ 故意
 - ・ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）
 - ・ 自動車、船舶、航空機、銃器などの所有・使用・管理による損害賠償責任
 - ・ 心神喪失による損害賠償責任
 - ・ 同居の親族に対する損害賠償責任
- など

● 携行品

携行品損害補償特約

保険金をお支払いする主な場合：

被保険者が、旅行行程中に携行している身の回り品（※）に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券などは事故後に支出した費用で合計5万円）を限度として、時価額で算定した損害の額または修繕費をお支払いします。（時価額を限度とし、また、保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度）

（※）携行している身の回り品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などをいいます。

（注1）携行品に含まれない主な物は次のとおりです。

現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内）の物 など

（注2）ご契約の保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。（ファミリープランの場合は30万円を60万円と読みかえます。）

（注3）旅券については、その再発給または渡航書発給の費用（領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など）をお支払いします。（1事故につき5万円限度）

（注4）運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・故意または重大な過失
- ・自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転
- ・自然の消耗またはさび、変色、欠陥
- ・電氣的事故、機械的故障
- ・置き忘れ・紛失
- ・すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷

（注）レンタル業者から借り入れた旅行用品または生活用品に損害が生じ、レンタル業者から損害賠償を請求された場合は、「個人賠償責任補償特約」で保険金をお支払いすることができます。

など

● 航空機寄託手荷物遅延

航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約

保険金をお支払いする主な場合：

旅行行程中に携行する身の回り品で航空機（※1）の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかった場合、航空機到着後96時間以内に被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類、生活必需品、身の回り品の購入費（※2）をお支払いします。（1回の寄託手荷物遅延につき、10万円限度）

（※1）定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。

（※2）貸与を受けた場合の費用を含みます。

（注）寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入し、または貸与を受けたことによる費用は除きます。

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・革命・内乱
- ・放射線照射・放射能汚染

など

● 航空機遅延費用

航空機遅延費用等補償特約

保険金をお支払いする主な場合：

次のいずれかに該当した場合、出発地（または乗継地・着陸地）において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した費用をお支払いします。（1回の出発遅延など、または乗継遅延につき、2万円限度）

<出発遅延など>

・ 搭乗予定の航空機について以下の事由が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合

① 6時間以上の出発遅延

② 欠航・運休

③ 航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能

・ 搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合

<乗継遅延>

・ 航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき

お支払いする保険金：

・ ホテルなど客室料、食事代

・ ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用したときの費用

・ 国際電話料など通信費

・ 目的地における旅行サービスの取消料

など

保険金をお支払いしない主な場合：

次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。

・ 故意もしくは重大な過失または法令違反

・ 地震・噴火またはこれらによる津波

・ 戦争・革命・内乱

・ 放射線照射・放射能汚染

など

参照元：<https://travel.aig.co.jp/ota/overview>